

# フランス戦後国有化研究基礎資料

原 輝 史

フランスは、先進資本主義国のなかでは、もっとも国有産業や国有企業の多い、混合経済体制の国として知られている。石炭、ガス、電力などのエネルギー部門では、産業全体が国有化され、金融、保険、輸送部門でも、国有企業の比率が高くなっており、公益事業とは無縁の製造業分野でも、自動車のルノーや航空機エンジンのスネクマ（S. N. E. C. M. A）社などの国有企業がみられる<sup>1)</sup>。このような、国有産業や国有企業は、解放直後の1946-47年に集中的に成立したものである。したがってフランス混合経済体制の現実を理解しようとすれば、その成立期の国有化政策を分析することが必要である。そこで本稿では、フランス国有化問題を解明する準備作業として、研究史を整理し、第2次大戦後の国有化に関する多様な見解の具体的な検討を意図するものである。

即ち、以下においては、(I)戦後国有化の研究史、(II)社会主義者の主張、(III)人民共和派(Mouvement Republicain Populaire)の見解、(IV)経済学者(F. ペルーおよびL. ボーダン)の定義および、(V)国有化反対論の論拠を各々紹介する。

## I 戦後国有化の研究史

フランスにおける戦後国有化の研究史は、次の五つに分類することができる。まず第1のグループとしては、産業国有化という、解放後の大規模な経済構造の改革に直面して、国有化の定義や意義を論じた啓蒙的書物が出版された。こ

これらの書物は、1945年、1946年に集中的に上梓されたが、それは解放後のフランス国民に、各党派の立場から、国有化の目的や方法を宣伝する役割を担っていた。すなわち、大戦中のレジスタンス評議会綱領 (Charte du Conseil de la Résistance) で決定されていた国有化プログラムを、社会党、共産党、人民共和派、知識人やサンディカリストなどの各立場から、解説し、自己の国有化計画を主張したものである。その主要なものをあげるならば、社会党系のプーラン (P. Poulan) の「国有化とは何か？」<sup>[2]</sup> や匿名の「国有化の賛否」<sup>[3]</sup> があり、人民共和派の発行したものには、「国有化」<sup>[4]</sup> や「トラスト」<sup>[5]</sup> などがある。また、経済学者、ペルー (F. Perroux) も「国有化」<sup>[6]</sup> と題する書物を出版し、当課題についての活発な発言を行なっている。その他、フレンネ (J. Fraissinet) の「海運業を国有化すべきか？」<sup>[7]</sup> が、1945年に出版され、同年パリで開催された国有化問題に関するコンファランスの内容も「フランス経済の大改革」<sup>[8]</sup> と題して出版されている。ラヴェルニュ (B. Lavergne) の「国有化の諸問題」<sup>[9]</sup> が出版されたのは、翌1946年のことであった。

第2のグループは、当時の経済新聞や各種の雑誌に掲載された、国有化に関する記事である。これらの記事は、進行しつつあった国有化のなまの実態を伝えており、国有化当時の世論の動向や社会的背景を理解するには、極めて有益である。1947年の「社会法雑誌」(Droit Social) の第9号には、アドリアン (A. H. Adrian) による、国有化関連記事の詳細なリストが掲載されており<sup>[10]</sup>、これによって我々は、1947年以前の主要新聞記事や雑誌記事のほとんどすべてを知ることができる。これらの主要記事は、前述の社会法雑誌や「社会経済雑誌」(Revue Economique et Sociale)<sup>[11]</sup>、「経済雑誌」(Economie)<sup>[12]</sup>、および「議会・政治雑誌」(Revue Politique et Parlementaire)<sup>[13]</sup> などにもみることができる。

第3のグループは、国有化の理論的研究や国有化実施にあたっての具体的技術に関するものである。このジャンルの研究は、それほど多くはない。理論的

研究としては、カザロフ (Konst. Katzarov) による一書がみられ<sup>44</sup>、賠償金の算定方法等については、ロワゾ (P. Loiseau) により、電気およびガス産業を事例とした研究がなされている<sup>45</sup>。その他、コルバン (Ch. Corbin) によって、国有企業の管理面についての研究が発表されており<sup>46</sup>、また、グロンダイムの研究<sup>47</sup>とリプロによる資料集も刊行されている<sup>48</sup>。

第4の研究グループは、国有化の実態にアプローチしたものであり、産業別に国有化の過程を解明したり、国有化の歴史的動向を把握したり、国有化の成果を検討したりするものである。これらの研究は、国有化が一段落した1950年代以降出版されている。その主要なものをあげるならば、ヴェントナァ (M. Ventenat) の「国有化の経験」<sup>49</sup>、サンソワ (A. Sensoy) の「フランスにおける国有化の動向」<sup>50</sup>やジャンダルム (R. Gendarme) の「産業的国有化のフランスの経験」<sup>51</sup>などがある。その他、バイ (M. Byé)<sup>52</sup>やモランド (L. Morando)<sup>53</sup>の研究がみられる。英語文献としては、英仏比較研究のロブソン (W. A. Robson) による、「国有産業の諸問題」<sup>54</sup>や仏伊比較研究のエイノディ (M. Einaudi) の「フランス・イタリアの国有化」<sup>55</sup>が、1957年に出版されている。また、ボーム (W. C. Baum) の「フランス経済と国家」<sup>56</sup>が上梓されたのは、1958年のことであった。その他ラニエルによる著作が発表されている<sup>57</sup>。

最後に、第5の研究グループとしてあげておくべきものは、1970年代以降、さかんに出版されている、国有化政策の今後の展開に関する著作である。これらの文献は、総選挙などの折に各政党の政策提示との関連で出版されており、経済史的研究の対象としては、一定の留保が必要とされよう<sup>58</sup>。また、日本における研究としては、公益企業論の立場からの堀田和宏氏の研究<sup>59</sup>や民主的国有化を展望した玉村博巳氏の研究<sup>60</sup>、また、国有企業の管理様式などに就いての、田端博邦氏の一連の業績がみられる<sup>61</sup>。さらに、戦後フランスの金融集団に関する藤本光夫氏の著作<sup>62</sup>も、国有化の背景を理解するにあたり裨益するところが大きい。

## II 社会主義者の主張

最初にポーラン (P. Poulan) の見解をとりあげてみよう<sup>83</sup>。国有化は、かねてからの社会主義者の主張だと考えるポーランは、国有化の三つの目的を次のように規定している。まず第1の目的は、国家を巨大民間企業の支配から解放することであり、国家に対する巨大私企業の直接的および間接的影響力を排除することであった。第2の目的は、企業経営原則の転換であり、株主への利益分配を前提とした私企業の《利潤》動機のかわりに、集団利益への奉仕としての《サーヴィス》概念を導入することであった。第3には、企業内における真の民主主義の実現であり、労働者がただ単に労働を提供するのみならず、より活発に企業生活に参加し、彼らの疎外感を排除することであった。これは、労働者に経営参加の道をひらくものである<sup>84</sup>。

次に、国有化の3形態として、彼がとりあげているのは、いわゆる国家管理化 (*étatisation proprement dite*) 協同組合 (*coopératives*) および産業化された国有化 (*nationalisations industrialisées*) の3タイプである。以上の3形態においては、生産手段の私益への従属を廃止し、生産手段を集団利益への支配下におくことを前提としている。

第1の国家管理化については、企業委員会 (*comité d'entreprise*) の創設を提案し、そこに従業員、消費者および国家の代表を参加させること、その経営にあたっては、国家からの自律性をもつよう配慮することが主張された。第2の協同組合は、生産過程ではなく、分配過程に対する公益原則の介入と考えることができよう。第3の産業化された国有化が、ポーランによるともっとも典型的な国有化形態と考えられているので、以下その特徴をまとめてみよう。

産業化された国有化の場合にも、取締役会 (*conseil d'administration*) には、国家、生産者および消費者の3者代表が参加することが必要である。これらのメンバーの指名について述べるならば、国家代表は、各大臣が関係省庁の

代表を任命する。生産者代表は、組合から選出されており、その選出は困難ではない。困難なのは、消費者代表の選出方法である。例えば、製鉄業の消費者は、鉄工業界だが、この場合にも、最終消費者の代表をも参加させるべきで、具体的には商業会議所、消費協同組合などの代表が想定されていた。また、管理者と従業員との緊密な協力のため各種合同委員会 (comité mixte) の設立、昇進制度の改善および年賃金の 15-20 % をこえない範囲内での、従業員の利潤参加制度の確立が主張されたのである。

また、株式の国家への移転にあたって問題となるのは、どの階層の株主の株を国家が取得すべきかということである。投機的大株主の株と、勤労大衆の小額の株とは、区別すべきだと考えられていた。国家による私企業の株式取得価格をどのように算定するかも困難な問題である。さらに、賠償金の支払い方法については、国家が現金で直接支払うのか、または、新生国有企業の株式のかたちで、旧株主へ分配するのも検討すべき問題だとされたのである。

### III 人民共和派の見解

次に人民共和派の国有化の主張を検討してみよう<sup>89</sup>。人民共和派にとっての国有化は、社会主義者の意図する国有化とは、一線を画している。彼らにとって経済とは、国民への奉仕と国益 (intérêts nationaux) への貢献とを目的とすべきものなのである。従って、「フランス経済の国有化とは、経済および産業の組織化、企業改革、計画に基づく経済運営をふくむ全体的政策なのである。当政策の究極の目的である企業国有化は、本質的には国家による管理組織の奪取に存し、このようにして、私益は、かりに存在するとしても、より従属的な地位におとされるのである。」<sup>90</sup>我々は、この人民共和派の主張のなかに所有権の移動を伴わず、既存の生産手段の所有関係を保持しながら、経営管理面への国家介入を強化しようとする主張を看取することができよう。まさしく彼らにとっては、企業を改革して、国家の手中へとその管理運営権をおさめること

が、フランス経済を国益 (intérêts nationaux) に従属させる重要な一手段だったのである。

また、この派の主張は、1945年以前のフランスにおける国有化の事例を検討し、その欠点を次のように指摘している。それによると国有企業は、経済的には採算がとれなかったのである。国有企業においては、製造原価が私企業より高くなり、労働条件の改善や労賃の上昇による負担も大きいのである。また、国有化は社会的にもそれほど意義がなく、労働者の支配者を変化させたにすぎなかった。社会問題の解決は、国有化よりもむしろ、企業改革や経済組織の改革によらなければならない。だが、心理的には、国有化が共同労働の成果を労働者に還元しているという印象を労働者に与えていたのも事実である。生産性については、国有化政策を推進するよりは、自由経済体制を存続させる方が、より高度の生産性を保証できると考えられていた。だが、国有化が、競争企業の存在を可能とする合理的産業体制を確立した場合には別である。現在までのところ、国有化の長所と考えられるものは、需要にみあった生産を行ない両者の調和を計ることや国家を資本主義的トラストから解放し、その政治的独立を保証したことである。

戦後国民経済の再建のため、国民各層がそれぞれの立場から協力することを望んだ、人民共和派の国有化の原則は、以下のようなものであった。まず第1に、国有化の対象とすべき産業とは、(1)公益事業、(2)国民に有益な産業、(3)私企業のイニシヤチブを欠如した産業、(4)消費者の福祉に反する産業および、(5)国家の独立を脅かす産業であった。第2の原則は、需要と供給とを調和させるための経済計画 (plan économique) の枠内で行使しうる、「管理された自由」 (liberté contrôlée) を国有部門に与えることである。また、第3の原則は、公益を害さない場合においては、自由部門 (secteur libre) を可能な限り保証することである<sup>8)</sup>。

国有化を戦後経済の万能薬とは考えず、経済改革の一手段にすぎないと主張

する、人民共和派は、国有化すべきでない産業を明確に規定し、国有化の無制限の波及を防止しようとした。すなわち、もし、産業組織 (organisation professionnelle) が、整備され、健全に作動するならば、国有化は基軸部門に限定されるべきである。また、企業改革 (réforme de l'entreprise) が完全に実施されれば、国有化は不要であると主張された。さらに、統制経済体制 (régime d'économie dirigée) が、もし創設されるなら国有化政策を拡大する必要がないのである。また株式資本の役割が少ない相互会社 (sociétés mutuelles) 形態の保険会社は、国有化の対象とすべきではないとし、国家が十分な技術開発力や管理能力をもたない、特殊製品、例えばガラス工業などの国有化は、思いとどまるべきだとされたのである。したがって、彼らの国有化リストに載ったのは、公益事業、信用機関、エネルギー産業、輸送、軍需工場および外国トラストである。

最後に、国有企業の法形態として考えられるのは、①公団 (régie directe) ②独立採算公益企業 (service public à gestion autonome) ③公私混合会社 (société d'économie mixte) ④パブリック・コーポレーション (public corporation) であった。形態の採用にあたっては、公益が私益をコントロールでき、私企業に劣らぬ収益をあげ、健全な財政運営を行なうのに最適と考えられる、公私混合企業か、パブリック・コーポレーションこそが、望ましいと主張されている。

以上が人民共和派の主張であるが、ここで強調しておきたいのは、彼らは、国有化よりも、当時進展しつつあった「家族・教育・政治革命」(révolution familiale, scolaire et politique) の重要性に注目していることである。従って、資本主義企業の国有部門への移転は、他党の主張するように、社会主義移行へのワン・ステップなどではなく、あらゆる経済組織をフランス国家へと奉仕させるための動員手段だったのである。

## VI 経済学者の定義

経済学者の見解としては、ペルー (F. Perroux) とボーダン (L. Baudin) の意見を紹介しておこう。ペルーは、国有化の定義から出発する<sup>84</sup>。彼は、まず最初に国有化 (Nationalisation) と国家化 (Etatisation) の差異を明確にする。それによると、Nationalisation とは、ある産業分野の全体または一部を、Nation (国民) の手中に委ねることであり、Etatisation とは、Etat (国家) に委ねることである。従って、国家直営の Etatisation と異なり、Nationalisation の場合にその経営管理権は、国家へではなく国民各層の代表からなる経営委員会に委任されなければならない。次に、Nationalisation と Collectivisation の差異を述べるならば、Collectivisation とは、公権力が国民経済全体をその支配下におくことであり、Nationalisation は、ごく限られた産業や企業に関連するもので、いわば、「限定された集産化」(collectivisation limitée) と考えることができる<sup>85</sup>。

1918-1939年までの国有化は、経済的にも社会的にも失敗であったとするペルーは、戦後国有化の目的は、政治的には、国家を私企業の寄生的支配から解放すること、経済的には、国家による経済の管理 (direction de l'économie par l'Etat) を達成することの二つだと考えた。そして、国有化実施の必要条件を短期的および長期的条件に区分して検討したのである。まず短期的条件としては、①国有企業運営などのための専門的知識を持つ人材の養成、②確実な国有化計画と国有化実施後の経済管理および調整機関の設立、③国有化実現の困難さをあらかじめ予想しておくことなどが必要とされた。長期的条件としては、混合経済体制の確保のため、市場が破壊されないことが必要であり、自由競争原理にもとづく価格決定のメカニズムが廃棄されないことが重要だとされた。国有化の結果生じた混合経済体制は、市場機能を欠如した経済ではなく、「グループ間市場経済」(une économie de marché entre groupes) なのである。



国有化の対象とされる産業の状態については、次の二つの条件を具備していることが必要とされた。まず第1には、産業集中が進展し、独占状態に近い産業であることが重要な条件とされる。無限の分散状態を示す、中小企業を国有化し、これをコントロールすることは、不可能である。但し、この集中化は、必要条件ではあるが、十分条件ではない。というのは、芥子産業 (moutarde) が集中化しているからといって、国有化の必要性は認められないからである。第2には、基幹産業 (industries-clefs) の国有化という公式を再検討しなければならない。基幹産業の国有化という主張は、戦前からの C. G. T. の主張ではあるが、これを盲目的に踏襲してはならない。というのは、現代経済は、まず第1に、垂直的構造からなり、原材料から完成品への連続的關係が存在している。原材料の生産に打撃を与えれば、これは最終商品へも影響を与えるのである。また現代経済は、鉄鋼やセメントなどの基礎価格の影響を受けているが、これらの基礎商品は、経済発展の段階に応じて変化するのである。最後に、現代経済には、かつて考えられなかったほどに、補完財とでもよぶべき、信用やサービス業の比率が高くなってきている。以上の諸点からみて、固定的な基幹産業などという考えは存在せず、同一経済においても、その発展度に応じて基幹産業は変化してくるのである。従って、短期の政治的目的を達成するためには、恣意的に国有化のリストを拡大することは望ましくない。長期的な経済の均衡を確立しようとするならば、節度ある国有化を実施しなければならない。以上が国有化対象産業についての、ペルーの主張である。

国有化を実施するにあたって、基本的困難さは、国有部門と私有部門との關係に存する。というのは、論理のことになった兩部門を統合することが必要だからである。まず第1の問題は、国有部門は、私有部門と同水準の生産性をあげて収益を高めることよりも、原材料や製品をより安価に提供し、経済活動への奉仕を心がけるべきである。他方、私有部門は、市場経済のもとで、最大利潤を追求すべきなのである。この兩部門を統合するため国有化が進展すればする

ほど、経済計画のプラン、内容、その厳格な実施が重要となるであろう。第2の困難さは、混合経済体制の不安定性にある。これは経済的というよりは、むしろ心理的な国民の反応の問題である。もし人々が、国有化を労働者の勝利に直結して考え、国有化を労働者の自由と利潤の増大の手段と考えるならば、国有化の動きは、とどまるところを知らなくなってしまうであろう。資本主義体制の完全な転換を望まない国家は、やがてこの国有化の動きに歯止めをかけるようになるであろう。

資本主義経済を破壊し、部分的計画経済と分権的社會化 (*une économie de planification partielle et de socialisation décentralisée*) を達成することを目的とする、ペルーは、次の3点に及ぶ現状認識を行なっていた。すなわち、現状は、ヨーロッパ経済の再建動向も判明しない、戦後の緊急事態下におかれていること、臨時政府のもとには、国有化政策については、多様な、しばしば対立する見解をもった党派が結集していること、それにもかかわらず、政府の手中には、企業支配のための経済的、法律的な手段がおさめられていたことである。

このような現状認識のもとで、ペルーは以下のような提案を行なっている。まず、第1には、懲罰的国有化は、時宜をえたものではあるが、経済機構の運営上は、好ましくないので停止すべきである。第2には、労働者をフランス国民経済のなかに定着させるためには、次のような手段をとる必要がある。即ち、国有化に反対する旧来の法律を排除し、共同管理 (*cogestion*) などの方式を前進させ、緊急に国有化政策を実施し、具体的教育とすべきなのである。具体的計画をもたない恣意の国有化、また早熟的国有化は、労働者階級の永続的利益に反することになる。そして1918-1922年にかけてロシアで行なわれた国有化の無秩序さ (*désordre*) を回避すべきだと主張したのである<sup>44</sup>。

もうひとりの経済学者、ポダン (*L. Baudin*) の見解を次に検討してみよう<sup>45</sup>。国有化の概念をフランス国民に明確に示すのは、経済学者の義務だと考えるポ

ダンは、まず最初に国有化、国家管理化、社会化の原則を説明している。ポダンによると国有化 (nationalisation) とは「企業または企業グループの所有権および経営管理権を国民へと移転すること」(transférer à la nation la propriété et la gestion d'une entreprise ou d'un groupe d'entreprises)<sup>64</sup>である。国有化とは、国家管理化 (Etatisation) とはことなり、企業の所有権および経営管理権が、国家へではなく、国民へと移転することなのである。すなわち、国有企業は、国家によって経営されるのではなく、国民各層の代表者、より具体的には、消費者 (consommateurs)、利用者 (usagers)、企業家 (entrepreneurs)、技師 (techniciens)、労働者 (ouvriers)、資本家 (capitalistes) および発明家 (inventeurs) からなる、委員会の経営にまかされるべきなのである。これに対して国家管理化 (Etatisation) は、私企業の所有権および経営権を国家が取得することであり、国民各層の経営への参加はありえない。次に社会化 (socialisation) とは、何か。国有化とは、資本主義国家が、一国経済全体ではなく、その一部のみ限定して実施する政策である。従って国有化は、農業や中小企業までを対象とするものではない。これに対して、社会化 (socialisation) は、社会主義国家のもとにおける、経済全体の系統的な公有化であり、この場合私企業の「株式は没収」(confisquer les actions) されることになる<sup>65</sup>。

## V 国有化反対論

次に国有化に対する反対論とその論拠を検討してみよう。国有化に対する反対論は、(1)道徳的側面、(2)政治的側面、(3)社会的側面、(4)経済的・技術的側面から考察される<sup>66</sup>。

まず、(1)道徳的側面に関しては、レジスタンス綱領が「共同労働の成果である大生産手段の国民への復帰」(retour à la Nation des grands moyens de production qui sont le fruit du travail commun) を規定し、「事実上の独

占”(monopole de fait) 状態下の、エネルギー、地下資源、保険、銀行を国有化の対象としていることに対して、次のような反論が展開される。①大生産手段という表現のもとで、物財を生産しない保険や銀行が国有化の対象とされている表現上の矛盾、②“事実上の独占”を国有化するといった場合に、実際に自由競争の存在状態と独占の進展度をどう測定するか？ 真の独占を形成している企業が国有化のリストに入っていないのではないか？ ③“共同労働の成果”という表現が使われているが、個別企業は、抽象的な国民全体の労働の成果というよりは、具体的な個別資本および労働の結果生じたものなのである。④“国民への復帰”については、次のような点からの反論がみられた。経営認可制度をとっている鉱山業については、認可期間が終了すれば、無償で国有化が可能であり、国家財政の疲弊している大戦後に、何故賠償金まで支払って国有化する必要があるのか？ また、経営認可制度下の産業を途中で国有化するくらいなら、認可制度を廃止し、最初から国有企業形態で経営した方がよいであろう。銀行や保険会社のように認可制度下でない企業は、国家の援助なしに資本家の個人的努力によって創設、経営されてきたものである。この個人的努力の成果を何故“国民へ復帰”させることが正当化されるのか。⑤ある人々は、“自然資源”(richesses naturelles) は、すべての人々に必要なので、特定の人によって利用されるのは、不適切だといっている。だが、“自然資源”を国有化すべきというならば、農林水産業が国有化の対象となるべきなのに、リストからはずされているのは、矛盾している。⑥公益事業(ガス、水道、電力、運輸)に関しては次のように反論された。公益事業は、公共の福祉(interêt général) という観点から供給の安定性が期待され、国有化の対象となったものではあるが、公益事業の範囲の確立は、困難である。例えば、大都市のガスや電力の販売が公益事業だとした場合、その生産や配送も必然的にそうなるのか？ また公益事業といえども、過去においては私企業のイニシヤティブで不断の進歩をとげてきたのに、何故赤字を生みやすい国家の経営に委ねる必要がある

るのか。さらに公益事業は、料金決定などに関し、すでに国家のコントロールを受けており、あらためて国有化する意義は少ないのである。第⑦の議論は、巨大トラストの、戦争責任の問題である。戦争中独軍のため生産を行なった巨大企業は、懲罰として、没収すべきだとの主張がある。だが占領下で、かりに個別企業がドイツ軍に反対したとしても、それらはドイツ軍に接收され独軍によって経営されることになるので、フランス人が生産活動を継続したことは、むしろ逆に国益を守ったのである。すなわち、工場が閉鎖されなかったために、生産設備が破壊されずに維持され、フランス人労働者にフランス国内での労働を提供し、その生活を保障してきた。また、製品の一部はフランス人にも提供されたのである。ドイツ軍への協力という点では、巨大私企業よりも、むしろP. T. T や S. N. C. F のような国有企業の方が大きな貢献をしたのである。第⑧の議論は、巨大トラストは、その経営が秘密裡に行なわれ、会計報告には粉飾がほどこされるという主張である。だがこれはむしろ、中小規模の家族企業にみられることである。組織が大きくなるほど、会計基準は厳格となると考えられるのである。また第⑨には、巨大トラストは大部分の株主の無関心を利用して、少人数の資本家はその経営を独占していると主張されているが、現実には、全株主の総意をくみとり、全株主を集めて株主総会を開催することは、物理的にも不可能なのである。

次に(2)政治的側面についての反対論は次のとおりである。国有化は、政府が国民の意思にもとづく決定を実現するためのもっとも重要な手段だと主張されている。だがこの考えは必ずしも正しくない。というのは、もっとも顕著な国有化を実施したのは、国民の意思を抑圧したファシスト国家だったからである。

また(3)社会的側面に関する議論は、次のようになる。国有化は、私益を追求する巨大トラストの支配から労働者を解放する手段であると主張されているが、国有化終了後国家直営方式で経営が行なわれる場合には、労働者は巨大トラストの支配から解放されるとしても、相変わらず国家の支配下におかれることにな

る。したがって、労働者福祉を發展させるには、国有化よりもむしろ経営参加制度の確立に対して多くの努力がむけられなければならない。

次に(4)経済的側面についての議論をみておこう。①まず国有化は、国民をトラストの支配から開放するという主張がある。たしかに、消費者や中小企業がトラストの支配下におかれているのは望ましくはないが、私的所有の廃止後、彼らは単一の公的トラスト、すなわち国家の支配下におかれ、依然として抑圧されるのである。第②の議論としては、国有企業は、特定株主の個人利益のために働くのではなく、公益のために働くものだといわれている。だが国有化の対象となる大企業は、個人によってではなく、既に多数の株主、特に機関株主によって所有されているので、特定個人の利益を追求するのではない。また、国有企業が公益の追求の名目で、特定の人々の利益を追求することもおこりうるのである。第③には、私企業は、合理化、組織化が不得手であり、国有企業の方が、安価に大量生産を行ないうるという主張がある。だが、私企業の利潤動機を原動力にして発達してきたアメリカ資本主義において合理化がその頂点に達していること、技術革新や発明の多くは、国家ではなく、大胆な民間企業家によってなされたことから、上述の主張は正当とは認めがたい。また国有企業のトップを国家が選任することは、政治権力の経済への介入であり望ましくない。さらに国有化により企業規模を大きくすることは、必ずしも好ましいものではない。というのは、スケール・メリットには限界があり、中小企業の喪失は、フランス資本主義から人間性を奪うことになるからである。第④の議論は、戦後の経済再建期には、国家の役割が重要であり、とくに国家の財政投資が重要だというのである。だがすべての投資は、貯蓄からなり、この貯蓄は私企業によって与えられようが、国家から賦与されようが、大きな差異は存在しないのである。第⑤の議論は、民間のトラストや独占体は、国益に反する「経済的マルサス主義政策」(une politique de malthusianisme économique)を実施しているという批判である。これは、場合によっては正しい批判である。

だが、巨大民間企業の“アンタント”(entente)は、無益な過当競争を回避するという積極的な役割をも演じている。また、マルサス主義的経済政策は、国家自体によって促進されたものである。第⑥には、公益のためにのみ働く国有企業は、労働者に民族的偉大さを感じさせると主張されているが、北部の炭田地帯などで肉体労働に従事する外国人労働者は、決してそうは感じないであろう。第⑦番目には、国有化のみが、経済の合理的運営を可能にするという考えがある。だが、国家は、国有化以外の諸手段(原材料の割当制、賃金・物価の統制、銀行利子率の決定 etc)によっても国民経済を合理的に運営することができる。また統制経済(*dirigisme économique*)は、戦前のように、すべての努力が単一の目的に集中している時にのみ有効なのである。第⑧番目には、巨大トラストは、提供するサービス以上の割増金(*dime*)を利用者から搾取するといわれるが、国家も国民から税金を徴収しているのである。第⑨番目には、巨大私企業は、国有化されることにより、公益事業の性格をおび、公共同体へ奉仕するようになると主張されている。だがこの場合には、公益の概念が明確化され、国有化と同時に他の手段が採用され、国有企業を財政的に自立させる必要がある。また、国家独占体(*monopoles d'Etat*)が、民間独占体(*monopole privé*)と同じ弊害を生まないように努力することが重要である。

以上、国有化に対する反対論を紹介してきたが、この反対論は、国有化によってすべてが解決できると考える安易な態度を排除し、戦後の混乱期においても“自由と独立”(liberté et l'indépendance)を求める人々に、警鐘を打ちならしていたのである<sup>46</sup>。

以上小稿では、国有化の研究史を整理すると同時に、1946年に出版された国有化に関する啓蒙的書物のいくつかの内容を紹介してきた。そこでは、国有化を積極的に促進し、フランス経済再編成の契機にしようとするポーランの著作、基軸産業の国有化には同意しながらも、過度の国有化の進展を阻止しようとする

る人民共和派の主張、また、経済学者の立場から、国有化の定義や市場経済の存続を主張したペルーの見解などが検討されたのである。そして、最後には、国有化に反対する自由経済原則を厳守する立場からの反論も紹介することができた。戦後フランス国有化は、このような多様の見解が、政治的に交錯するなかで実現されたものなのである。

- 注(1) フランス産業国有化の実態については、さしあたり次の文献を参照。B. シュノ (長谷川公昭訳)「フランスの国有企業」白水社、1970。
- (2) P. Poulan, *Qu'est-ce que les nationalisations*, Paris, 1946.
- (3) Anonyme, *Pour et Contre les nationalisations*, Paris, 1946.
- (4) Mouvement Republicain Populaire, *La Nationalisation*, Lille, 1946.
- (5) M. R. P., *Les Trusts*, Paris.
- (6) F. Perroux, *Les Nationalisations*, Paris, 1946.
- (7) J. Fraissinet, *Faut il nationaliser la marine marchande ?* Paris, 1945.
- (8) Conférence de l'information, *Les grandes réformes de l'économie française*, Paris, 1945.
- (9) B. Lavergne, *Le Problème des Nationalisations*, Paris, 1946 (筆者未見)。
- (10) A. H. Adrian, Bibliographie méthodique sur les nationalisations, *Droit Social*, N° 9, Novembre, 1947.
- (11) 例えば, A. Armengaud, Commentaires sur la nationalisation des banques, *Revue Economique et Sociale*, Fevrier, 1946.
- (12) 例えば, 無署名記事, Le Monopole des "Charbonnage de France," *Economie*, Avril, 1946.
- (13) L. Baudin, Qu'est-ce qu'une nationalisation? *Revue Politique et Parlementaire*, le 10 decembre, 1945.
- (14) Konst. Katzarov, *Théorie de Nationalisation*, Genève, 1964.
- (15) P. Loiseau, *Indemnisation des Entreprises électriques et Gazières Nationalisées*, Paris, 1950.
- (16) Ch. Corbin, *Financement, Autofinancement et Administration des Grandes Entreprises*, Paris, 1954.
- (17) J. Grondein, *Essai sur la Gestion des Mines nationalisées en Europe*, (出版年不詳)。
- (18) J. Rivero, *Le régime des nationalisations*, Paris, 1948.
- (19) M. Ventenat, *Expérience de nationalisation, premier bilan*, Paris, 1947.



- (20) A. Sensoy, *Le mouvement des nationalisations en France*, Paris, 1952.
- (21) R. Gendarme, *Expérience française de la nationalisation industrielle*, Paris, 1950.
- (22) M. Byé, *Les nationalisations en France et à l'Étranger*, Paris, 1948.
- (23) L. Morando, *Les tendances actuelles des nationalisations*, Sanremo, 1957.
- (24) W. R. Robson, *Problems of Nationalized Industry*, London.
- (25) M. Einaudi, *Nationalization in France and Italy*, New York, 1957.
- (26) W. C. Baum, *The French Economy and the State*, Princeton University Press, 1958.
- (27) M. Laviel, *Nationalisation de l'électricité*, 1946. その他の著作は以下のとおりである。A. Barjonet, *Les nationalisations, la sécurité sociale*, Paris, 1949., Anonyme, *Rapport sur les charbonnages de France*, Paris, 1947, Anonyme, *La Restauration du Crédit de l'Etat*, Paris, 出版年不詳, H. Texier, *La Nationalisation des Services publics*, Paris, 1949.
- (28) これらの著作をあげるならば, 以下のとおりである。Philippe Brachet, *Entreprises nationalisées et socialisme*, Paris, 1977., Janine Brémond, *Les Nationalisations*, Paris, 1977., Georges Gallais-Hamonne, *Les Nationalisations à quel prix pour quoi faire*, Paris, 1977., François Morin, *La Banque et les groupes industriels à l'heure des nationalisations*, Paris, 1977., René Gaudy, *Et la lumière fut nationalisée*, Paris, 1978, etc.
- (29) 堀田和宏「フランス公企業の成立」ミネルヴァ書房, 1974年。
- (30) 玉村博巳「フランス企業と国有化問題」同文館, 1979年。
- (31) 田端博邦「フランスにおける労働者参加制度」(1・2), 「社会科学研究」第26巻6号, 27巻1号, その他。
- (32) 藤本光夫「転換期のフランス企業」同文館, 1979年。
- (33) ここでは, P. Poulan の *Qu'est-ce que les nationalisations?* を中心にその内容を紹介する。
- (34) P. Poulan, *ibid.*, p. 7.
- (35) 人民共和派の主張の紹介は, 前述の, *La Nationalisation* による。
- (36) M. R. P., *ibid.*, p. 2.
- (37) M. R. P., *ibid.*, p. 7.
- (38) 本稿での国有化に関するベルーの見解は, その著作 *Les nationalisations*, Paris, 1946 と社会法雑誌掲載の論文 (*Les nationalisations, Droit Social*, n° 9, 1945) とを参考にしたが, 紹介の中心は, 社会法雑誌の論文である。
- (39) 上述 *Droit Social*, p. 347.

- (40) 以上の叙述は F. Perroux, *Les nationalisations*, *Droit Social*, n° 9, 1945, pp. 348-351 による。
- (41) L. Baudin, *Qu'est-ce qu'une nationalisation?*, *Revue Politique et Parlementaire*, le 10 décembre, 1945.
- (42) L. Baudin, *ibid.*, p. 118.
- (43) 以上の叙述は, L. Baudin, *ibid.*, pp. 119-131 による。
- (44) 国有化に対する反対論は, 匿名の著作, *Pour et Contre les Nationalisation*, Paris, 1946 による。ここでは四つの側面からの考察を同書の構成によって紹介するものである。
- (45) 以上の紹介は, *Pour et Contre les Nationalisation*, の第4章, *Arguments Pour et Contre les Nationalisation*, pp. 7-27 にもとづく。